

## 新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議設置要綱

### (設置)

第1 新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき県が作成する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画及び県の新型インフルエンザ等対策の推進について専門的技術的観点などから意見を聴くため、新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 有識者会議は、次に掲げる意見を、知事に対して述べることとする。

- (1) 法第7条第8項の規定において準用する法第6条第5項の規定に基づく意見
- (2) (1)に掲げるもののほか、県の新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見

### (組織)

第3 有識者会議は、青森県新型インフルエンザ対策推進本部の下に設置し、委員30人以内をもって構成する。

- 2 委員は、別表に掲げる機関・団体に所属する者から知事が委嘱し又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (議長等)

第4 有識者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5 有識者会議の会議は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 議長は、必要と認める者に対して、有識者会議への出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は、健康医療福祉部において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、有識者会議において別に定める。

附則

この要綱は、平成25年7月8日から施行する。

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。

## 別表

区分	事業分野		機関・団体名
医療 の提供	医療	医科医療	青森県立中央病院
			公益社団法人青森県医師会
		歯科医療	一般社団法人青森県歯科医師会
		調剤	一般社団法人青森県薬剤師会
		看護	公益社団法人青森県看護協会
	救急	青森県消防長会	
	医薬品		青森県医薬品卸組合
住民の 生活及 び地域 経済の 安定	電気		東北電力株式会社
	ガス		青森ガス株式会社
	輸送	旅客（鉄道）	東日本旅客鉄道株式会社
		旅客（バス）	弘南バス株式会社
		貨物（トラック）	日本通運株式会社
	通信	電気通信	東日本電信電話株式会社
		郵便	日本郵便株式会社
	放送事業者		日本放送協会
	中央銀行		日本銀行
	上記 以外の 事業	食料・燃料等	青森県商工会議所連合会
青森県商工会連合会			
青森県石油商業協同組合			
市町村	行政		青森県市長会
			青森県町村会
感染症 その他 の学識 経験者	感染症		弘前大学大学院医学研究科
			青森県衛生研究所
			青森県感染症対策コーディネーター
	保健	青森県保健所長会	
	災害医療	青森県災害医療コーディネーター	
	法律	青森県弁護士会	